

## 第1 趣旨

やまがたの豊かな緑を県民共有の財産として健全な状態で未来へ引き継ぐためには、荒廃のおそれのある森林の整備と併せて、県民一人ひとりが森林や自然環境を自らに直接関わる問題として捉え、積極的に森づくり活動等に参加することが必要となっている。

このため、県は、地域住民や市町村等の多様な主体が行う計画的かつ広がりのある森づくり活動や地域と連携して行う森づくり活動を支援することとし、やまがた緑環境税基金を活用した交付金の交付の対象の候補となる事業の提案を募集するものである。

## 第2 募集対象事業の要件及び区分等

募集の対象となる事業（以下「募集対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業とし、募集対象事業の事業区分、実施主体、事業項目及び例示、交付金の対象経費及び内容、交付率並びに交付上限額は、別表1に掲げるとおりとする。

- (1) やまがた緑環境税条例及びやまがた緑環境税基金条例の目的（森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策）に合致する事業であること。
- (2) 他の補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を受けている、又は受ける見込みのある事業でないこと。
- (3) 個人又は特定の事業者の利益、若しくは政治又は宗教的宣伝を目的とした事業でないこと。
- (4) 各種法令に違反していないこと。
- (5) 事業の実施場所が県内であること。
- (6) 主たる活動を専門業者等に委託する事業でないこと。
- (7) 主たる活動が施設又は設備の整備とみなされる事業でないこと。
- (8) 令和2年度内に完了する事業であること。
- (9) 3年を超えて実施される事業でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

イ 中長期的な計画（市町村においては、市町村里山再生アクションプラン事業を含む）に基づくもの

ロ 年々広がりを見せるもの

ハ 実施主体の自助努力が認められるなどの発展性のある活動

## 第3 応募者の要件

募集に応じ第2に掲げる事業を実施しようとする市町村及び団体（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 募集対象事業の会計及び経理を明確に行い、報告することができること。

- (2) やまがた緑環境税活用事業の普及啓発（事業参加者への周知や県に対する事業実施前後の情報提供、森づくり活動報告会への協力など）に協力できること。
- (3) やまがた緑環境税活用事業等に関して実施する調査に事業終了後も協力できること。
- (4) 市町村以外の団体にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのあるものでないこと。

#### 第4 対象経費の算定

- 1 対象経費の算定に当たっては、別表2に掲げる標準的な単価を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合又はこれにない単価については、別途調査のうえ適切な単価で算定するものとする。
- 2 活動に必要な鋸、鎌、ヘルメットなどの耐久資材は県等から貸し出すものとするため、これらの購入経費は、原則として対象経費として認めない。ただし、当該購入の目的が次に掲げるものである場合は、対象経費として認めることがある。
  - (1) 市町村などが地域の森づくり団体などに貸し出すことを目的として整備するもの
  - (2) 使用頻度や借入れに係る手間などから購入することが望ましいと判断されるもの
  - (3) その他購入することが望ましいと判断されるもの

#### 第5 応募書類の提出及び審査の手続等

- 1 応募者は、令和2年1月6日（月）午前10時から令和2年2月6日（木）午後5時までに、郵送又は持参の方法により、別記様式第1号による応募書に別記様式第2号による事業提案書を添えて、市町村又は事業の実施場所を所管する総合支庁産業経済部森林整備課森づくり推進室に提出するものとする。
- 2 事業提案書には、必要に応じて次の資料を添付するものとする。
  - (1) 事業内容の説明に必要な資料（実施位置図、事業実施イメージ図など）
  - (2) 事業費積算根拠資料（見積書など）
- 3 前2項の応募書、事業提案書及び添付資料（以下「応募書類」という。）の提出部数は、それぞれ2部とする。
- 4 応募書類の作成及び提出に要する経費は、全て応募者の負担とする。また、応募書類は、原則として返却しないものとする。
- 5 提出期限を過ぎて提出された応募書類は、無効とし、審査に付さない。
- 6 審査は、別に定める審査要領に基づき行うものとする。
- 7 審査項目は、別表3のとおりとする。
- 8 応募書類の審査に当たり、確認や別途資料の提出を求める場合がある。
- 9 審査の結果、対象経費を減額調整して採択することがある。

- 10 対象経費の合計金額に1,000円未満の端数がある場合は、この端数を切り捨てるものとする。
- 11 次のいずれかに該当するときは、不採択とし、又は採択を取り消すものとする。
  - (1) 虚偽の記載をした応募書類を提出したと認められるとき
  - (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき
  - (3) 募集対象事業の適正な実施が困難であると認められるとき
  - (4) 第3各号に掲げる要件を欠くに至ったと認められるとき

## 第6 留意事項

本要領に基づく募集は、山形県の令和2年度当初予算が成立することを前提としており、本事業に係る予算の成立をみなければ、事業提案を募集したに留まり、いかなる効力も発生しない。

## 第7 委任

この要領に定めるもののほか、応募書類の審査、交付金の交付に関する事項その他必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は令和元年11月15日から施行する。

別表1 (第2関係)

事業区分	実施主体	事業項目及び例示	交付対象経費及び内容	交付率	交付上限額
1 地域提案事業 (県民提案型)	市町村以外の 団体	①豊かな森づくり活動  [例] 地域住民との協働による里山 林の保全活動  ②自然環境保全活動  [例] 希少野生生物の生息地の保全 活動  ③森や自然とのふれあい活動  [例] 子ども達や地域住民に対する 森林・自然環境学習  ④木に親しむ環境づくり  [例] 木材の地産地消の取組み	○報償費 外部講師への謝金  ○賃金 事業実施主体が行う作業の補助作業を外部業者へ依頼す る経費  ○旅費 外部講師への旅費  ○需用費 事業の実施に直接必要な物品等(資材費、消耗品費、燃料 費、印刷代)  ○役務費 活動に係る保険料、切手代等  ○使用料 会議室、バス、チェーンソー、刈払い機、軽トラック、簡 易トイレ等の借上料等  ○委託料 事業実施主体自らが行うことが困難なものに限る外部委託  ※次の経費については、対象外とする。 ・既存事業の財源振替えとする事業に要する経費 ・管理者のある施設・設備の維持管理に要する経費 ・事業実施主体構成員への謝金、賃金、旅費及び委託料 ・事業参加者への日当(記念品等含む)、旅費及び飲食代 ・高額(5万円以上)又は汎用性のある資材の購入 ・個人で準備することが適当と考えられるもの ・先進地視察や研修受講など自己啓発に係る経費 ・土地の借上げ、買取り ・植栽樹種のうち外来種、移入種等植栽地での生育に適さな い樹種の苗木代	10/10 以内	500千円 /団体

事業区分	実施主体	事業項目及び例示	交付対象経費及び内容	交付率	交付上限額
2 地域提案事業 (市町村提案型)	市町村	①豊かな森づくり活動  [例] 地域住民との協働による里山 林の保全活動  ②自然環境保全活動  [例] 希少野生生物の生息地の保全 活動  ③森や自然とのふれあい活動  [例] 子ども達や地域住民に対する 森林・自然環境学習  ④木に親しむ環境づくり  [例] 木材の地産地消の取組み	○報償費 外部講師への謝金  ○賃金 事業実施主体が行う作業の補助作業を外部業者へ依頼す る経費  ○旅費 外部講師への旅費  ○需用費 事業の実施に直接必要な物品等(資材費、消耗品費、燃料 費、印刷代)  ○役務費 活動に係る保険料、切手代等  ○使用料 会議室、バス、チェーンソー、刈払い機、軽トラック、簡 易トイレ等の借上料等  ○委託料 事業実施主体自らが行うことが困難なもの又は地域協働の 取組みとして実施するものの外部委託  ○負担金 事業実施主体が主体的に活動する協議会等の経費  ※次の経費については、対象外とする。 ・既存事業の財源振替えとする事業に要する経費 ・国庫又は県単独補助事業の市町村負担に要する経費 ・管理者のある施設・設備の維持管理に要する経費 ・市町村職員への給与又は被服等に要する経費 ・市町村職員への謝金、賃金、旅費 ・事業参加者への日当(記念品等含む)、旅費及び飲食代 ・高額(5万円以上)又は汎用性のある資材の購入 ・個人で準備することが適当と考えられるもの ・先進地視察や研修受講など自己啓発に係る経費 ・土地の借上げ、買取り ・植栽樹種のうち外来種、移入種等植栽地での生育に適さな い樹種の苗木代	10/10 以内	5,000千円 /市町村

事業区分	実施主体	事業項目及び例示	交付対象経費及び内容	交付率	交付上限額
3 市町村里山再生アクションプラン事業	市町村	市町村が策定する里山再生アクションプランに基づいて実施する次の事業  ①豊かな森づくり活動  [例] 地域住民との協働による里山林の保全活動  ②自然環境保全活動  [例] 希少野生生物の生息地の保全活動  ③森や自然とのふれあい活動  [例] 子ども達や地域住民に対する森林・自然環境学習  ④木に親しむ環境づくり  [例] 木材の地産地消の取組み	○報償費 外部講師への謝金 ○賃金 事業実施主体が行う作業の補助作業を外部作業員へ依頼する経費 ○旅費 外部講師への旅費 ○需用費 事業の実施に直接必要な物品等（資材費、消耗品費、燃料費、印刷代） ○役務費 活動に係る保険料、切手代等 ○使用料 会議室、バス、チェーンソー、刈払い機、軽トラック、簡易トイレ等の借上料等 ○委託料 事業実施主体自らが行うことが困難なもの又は地域協働の取組みとして実施するものの外部委託 ○負担金 事業実施主体が主体的に活動する協議会等の経費  ※次の経費については、対象外とする。 ・既存事業の財源振替えとする事業に要する経費 ・国庫又は県単独補助事業の市町村負担に要する経費 ・管理者のある施設・設備の維持管理に要する経費 ・市町村職員の給与又は被服等に要する経費 ・市町村職員への謝金、賃金、旅費 ・事業参加者への日当（記念品等含む）、旅費及び飲食代 ・高額（5万円以上）又は汎用性のある資材の購入 ・個人で準備することが適当と考えられるもの ・先進地視察や研修受講など自己啓発に係る経費 ・土地の借上げ、買取り ・植栽樹種のうち外来種、移入種等植栽地での生育に適さない樹種の苗木代	10/10以内	定額 ※基礎額のほか、森林面積、人口を勘案した額を市町村毎に算定

別表2 (第4関係)

費目	内容	標準単価
報償費	外部講師等への謝礼（一般）	1人1日当たり 5,000円～10,000円
	学識経験者への謝礼（大学教授等）	1人1日当たり 20,000円
賃金	作業員への手当（森林組合職員等）	1人1日当たり 15,000円
需用費	やまがた緑環境税普及啓発用木製プレートL（60cm×20cm、厚さ1cm）	1枚当たり 7,000円
	やまがた緑環境税普及啓発用木製プレートM（45cm×15cm、厚さ1cm）	1枚当たり 5,000円
	やまがた緑環境税普及啓発用木製プレートS（24cm×9cm、厚さ1cm）	1枚当たり 3,000円
使用料※	チェーンソー（燃料・オイル等を除く機械単体分）	1台1日当たり 1,000円
	刈払い機（燃料・オイル等を除く機械単体分）	1台1日当たり 500円
	軽トラック（燃料・オイル等を除く機械単体分）	1台1日当たり 2,000円

※使用料の標準単価は持出使用損料相当であり、別途リース店等からの見積がある場合はこの限りではない。

注1：標準単価により難しい場合は、別途調査のうえ計上すること。

注2：簡易トイレ、マイクロバス等上記に記載のない単価については、別途調査のうえ計上すること。

別表3 (第5関係)

審査項目		評価の観点	評点	
			1 地域提案事業 (県民提案型)	2 地域提案事業 (市町村提案型)
事業趣旨への合致性	事業の趣旨に合致しているか	事業趣旨への適合度	0～3	0～3
波及性	幅広く参加者を募っているか	総参加者数	0～3	0～3
	事業実施主体以外との連携や積極的な広報など、税事業の普及啓発を推進しているか	事業実施主体構成員以外が多数を占める活動の有無	0～3	—
		他団体等との連携の有無 積極的な普及啓発の有無		0～2
実現性	実行可能な方法、スケジュール、スタッフ体制となっているか	計画の具体性の有無 経費積算の適格性及びコスト削減策の有無	0～3	0～3
	安全対策は講じられているか	安全管理体制又は安全管理手法の有無		
独自性	地域の実情や特性に応じ、創意工夫が見られるか	地域資源及び地域特性の積極的活用の有無	0～5	0～6
		新規性、先進性、創造性の有無		
継続・発展性	継続性や発展性が見込まれる事業であるか	次年度以降の計画の有無	0～4	0～4
		次年度以降の新たな展開の有無		
		所在地域の活動か否か又は他所在地域団体等との連携の有無		
		会費や参加費徴収の有無		
その他	過去採択回数及び実績評価	過去採択回数	0～3	0～3
		計画目標（参加者数）に対する達成率	0～-2	0～-2
満点			24	24
事業採択基準点			12	12

(注) 1 評点採点基準は別途審査要領に定める。

2 市町村里山再生アクションプラン事業については上記審査項目によらず、里山再生アクションプランに基づくものであるか否かを審査項目とする。